

▶ Vietnam Practice Team Newsletter

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニューズレターを隔月でお届けしています。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC)と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

2021年1月1日施行のベトナム建設法改正の概要

| Page 1/4 |

2021年2月 No.VNM_027

はじめに

2021年1月1日付で、建設法第50/2014/QH13号(以下、「2014年建設法」)への改正法が施行されました。今回の改正は、「2014年建設法を改正及び補足する法律第62/2020/QH14号(以下、「2020年改正法」)」によるものです。

2014年建設法施行から約5年を経ての改正の背景には、一部法制度の不整合の調整、建設許可証交付期間の短縮に加え、2014年建設法施行後に施行された、同じく2021年1月1日付で施行された投資法、企業法その他、計画法、計画に関する37の法律を改正する法律、公的投資法第39/2019/QH14号、建築法第40/2019/QH14号等の多くの改正法施行に伴う、法制度の一貫性を確保すること等が目的とされています。2020年改正法では、65項に渡る建設法の改正に加え、住宅法の改正も一部含まれています。

本稿では、2020年改正法の注目すべき改正点を解説します。

主な改正点

(1) 建設投資に関する事前実現可能性調査レポートに関する改正点

2014年建設法によると、国家級の重要なプロジェクト及びグループAに属するプロジェクトについては、建設投資に関する実現可能性調査レポート(Feasibility Study Report)を作成する前に、投資家^[1]が建設投資に関する事前実現可能性調査レポート(Pre-Feasibility Study Report)を作成する必要があるとされていました。他のプロジェクトについては、投資決定者が、自らの裁量により、建設投資に関する事前実現可能性調査レポートが必要であるか否か検討の上、決定するとされていました。

2020年改正法により、建設投資の事前実現可能性調査レポートを作成する必要がある場合が以下の下線部分のとおり修正、拡大されました(同法第1条第10項)。

- 国家級の重要なプロジェクト
- 公的投資資本を利用するグループAに属するプロジェクト
- 官民パートナーシップ投資に関する法律に従ったPPP (Private - Public Partnership) プロジェクト
- 投資法に従い国会又は首相の承認権限に属するプロジェクト

また、2020年改正法によれば、上掲のプロジェクトに関する建設投資の事前実現可能性調査レポートを作成する際、環境保護に関する法令、その他の関連する法令の規定に従い環境影響事前評価を補足する必要があるとされています(同法第1条第11項)。

さらに、2020年改正法では、建設投資に関する事前実現可能性調査レポートの作成の順序及び評価は、それぞれの特定の場合において、公的投資に関する法律、官民パートナーシップ投資に関する法律及びその他の関連法に準拠する必要があることも規定されています。

(2) FEEDに関する規定の追記

2014年建設法では、建設設計には、事前実現可能性調査レポートの予備設計、実現可能性調査レポートの基本設計、及びプロジェクト実施期間中の建設図面設計が含まれるとされているものの、外国の請負業者が詳細な設計実施の基礎としてしばしば利用する国際慣行に従った全体的な技術設計(Front-End Engineering Design (FEED))が含まれていませんでした(同法第78条)。

2020年改正法が公布される以前においても、建設契約に関する政令第37/2015/ND-CP号や建設費用管理に関する政令第68/2019/ND-CP号等にはFEEDに関する規定があったものの、FEED設計に従いプロジェクトが実施される場合に関する詳細は規定されておらず、FEED設計の利用に実務上支障が生じていました。それゆえ、請負業者が国際基準に従ってFEED設計を選択した場合、当時の法令に従い設計を検証するために、建設省の案件に応じて発行される公文書に従って、投資家と請負業者は見積りの方法、順序及び内容を随時調査し、規定された設計ステップに合うようにFEED設計を調整する必要がありました。

2020年改正法は、FEED設計が基本設計後の設計ステップであることを初めて明確に認め（同法第1条第23項）、投資決定書により投資決定者²が別途の決定を出した場合を除き、投資家がFEED設計の段階で、設計契約及び法律間で規定された設計任務を伴う、その設計の要件の充足、並びに技術ライン及び設備の要件を備えたその設計の適合性を評価する権限を有するということが明らかに規定されました（同法第1条第24項）。

(3) 建設許可証に関する改正点

建設許可証とは、「工事の建設、改修、修理、移転を行うために、管轄官庁が投資家に発行する法的文書」とされています（2014年建設法第3条第14項）。そして、同法で規定された建設許可証が免除される場合を除き、着工する前に、投資主は建設許可証を取得しなければならないと規定しています（同法第89条第1項）。

2020年改正法では、建設許可証が免除される場合が以下のとおり明記、追加されました（同法第1条第30項）。

- 政治組織の中央機関、最高人民検察院、最高人民裁判所、国家監査、国家主席事務局、国会事務局、省庁レベル機関、政府に属する機関、ベトナム祖国戦線の中央機関及び社会政治組織等の長、各レベル人民委員会会長によって投資建設が決定され、公的投資資金を利用するプロジェクトに属する建築物
- 修理及び改装の内容が、建築物の使用可能性を変更せず、作業のベアリング構造の安全性に影響を与えず、管轄機関によって承認された建設計画に従い、火災と爆発の安全防止及び環境保護の要件を満たすような、建築物内部の修理又は改装の工事、或いは管轄機関の規制に従って建築管理を必要とする都市道路に隣接していない、外部の修理又は改装の工事
- 広告法の規定に基づく建設許可の対象とならない広告工事、及び政府の規定に従った通信技術インフラストラクチャー工事
- 専門の建設機関により、基本設計後展開される設計の審査結果が建設設計承認の対象になると通知され、建設法の規定に従い建設許可証の要件を満たす建設工事

また、工業団地、ハイテク団地及び輸出加工団地のプロジェクトに属し、1/500の詳細計画が管轄機関によって承認及び評価された建設工事は建設許可証免除の対象から削除されました。

加えて、建設許可証の交付期限も30日から20日に短縮されます。ただし、広告工事の建設許可証の交付期間については、広告法が適用されます（2020年改正法第1条第36項）。

(4) 建設請負業者の民事責任保険購入義務

2014年建設法によると、建設請負業者は建設現場で労働に従事する労働者のために保険を購入することが義務付けられていましたが、その他の保険については奨励されるに留まっていました。

2020年改正法では、建設請負業者は、労働者のための保険の購入義務に加えて、第三者に対する民事責任保険への購入も義務付けられました（同法第1条第5項）。

(5) 建設契約について

2020年改正法は、請負業者及び投資家が特に懸念していた建設契約に関する内容については修正しておらず、例えば、原則として、建設契約の言語はベトナム語でなければならないとする規定等、2014年建設法と同様の規定が引き続き適用されます。

関連する施行規則の状況

本稿執筆時点においては、2020年改正法を詳細にするための政令として、基本設計後の建設設計検査及び建設許可証の免除に関する政令第113/2020/ND-CP号及び建築物の品質管理、建設工事及びメンテナンスに関する政令第06/2021/ND-CP号が公布されています。

加えて、建設契約について詳細に定める政令第37/2015/ND-CP号を改正する政令案がパブリックコメントにかけられています。2020年11月30日付4版目の政令案によれば、現行政令第37/2015/ND-CP号の内容の多くについて改正、補足が予定されています。例えば、投資建設プロジェクト管理委託契約、EPC契約を締結する場合において交渉されるべき事項、EPC契約におけるFEED設計に関する事項、及び建設契約調整等に関する内容が含まれています。

最後に

2021年1月1日からは、新投資法、企業法、労働法等の主要法令も全面改正されており、新たな規定については、実務の確立までに時間がかかることも想定されますが、しっかりと把握していなければ、法律違反や紛争リスク等につながる可能性があります。専門家とも確認の上事業を遂行していくことが肝要となります。

-
- [1] ベトナム法令上、投資家には「nhà đầu tư」、投資主には「chủ đầu tư」の訳語がそれぞれあり、建設法上は「建設投資主」を略して「投資主」と定義されていますが、ここでは便宜上「投資家」と訳しております。
- [2] 投資決定者とは、プロジェクトを承認し、投資建設を決定する権限を有する個人、又は官庁、組織、企業の法的代表者をいいます。(2014年建設法第3条第27項)。



他プラクティスグループのニューズレターも配信しております。配信を希望される方は下記メールアドレス宛にご連絡ください。広報部宛 prcorestaff@aplaw.jp

※お名前、部署、役職をご明記ください。

また、下記の一覧よりご興味ある分野をお選びください。

【日本語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス
- ベトナムビジネス
- インドビジネス
- ロシアビジネス
- 再生可能エネルギー
- 農林水産
- イノベーション／テクノロジー
- その他（ご興味のある分野をご教示ください。）

【英語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス

執筆者

HANOI / HO CHI MINH CITY



弁護士 三浦 康晴
(アソシエイト)
第二東京弁護士会
ベトナム登録外国弁護士

[> View Profile](#)

E-mail: yasuharu.miura@aplaw.jp
Mobile: +84-8-9857-7076

M&Aや一般企業法務と共に、ベトナム・ロシアといった新興国進出案件に携わってきました。2017年2月よりベトナムのAPACに出向し、日系企業進出、国際取引、紛争解決等の分野で幅広く活躍しています。

TOKYO



弁護士 鈴木 由里
(パートナー)
第二東京弁護士会

[> View Profile](#)

法制度調査、クロスボーダー M&A、国際金融取引、海外進出、コンプライアンス、国際通商等の渉外業務の実務経験を豊富に有するほか、近時では、IoT・ビッグデータ・人工知能等を利用した新規事業の法的サポートを行っています。



弁護士 戸松 夏子
(アソシエイト)
東京弁護士会

[> View Profile](#)

2013年8月よりAPACのホーチミンオフィスに出向していました。ベトナムでは、クロスボーダー法務、M&A、一般企業法務、倒産処理、労働事件等の分野で幅広く活躍し、その経験を活かして、現在は東京から日系企業のベトナム進出支援をサポートしています。



弁護士 二本松 裕子
(パートナー)
第二東京弁護士会

[> View Profile](#)

ベトナムプラクティスメンバーとして、主に、インフラ整備・プロジェクト関係・紛争解決等を担当しています。



ベトナム社会主義共和国弁護士
ダン・ミン・チャウ
(アソシエイト)

[> View Profile](#)

日系企業のベトナム進出、および進出後における様々な法的課題解決に際しての経験を豊富に有しています。現在は、日本語も活かしながら、東京において日系企業の海外での事業支援に携わっています。

*但し、外国法事務弁護士登録はない。



弁護士 上東 亘
(アソシエイト)
第二東京弁護士会

[> View Profile](#)

名古屋大学の特任講師としてハノイ法科大学内で教鞭をとった後、APACのハノイオフィスに出向してM&A、不動産、労働、紛争解決等の案件を幅広く担当しました。その経験を活かして、現在は東京から日系企業のベトナム進出支援を行っています。

[お問合せ先]

E-mail: aandsvietnam@aplaw.jp

バックナンバー

- No.026 「ベトナム新投資法・企業法のポイント解説 — 2020年1月1日の施行を控えて」(2020年12月11日)
- No.025 「ベトナム新労働法の概要 — 2020年1月1日の施行までに押さえておくべき実務対応」(2020年10月6日)
- No.024 「ベトナムにおけるフィンテック関連の法制度概要 — 決済仲介サービス、仮想通貨など」(2020年8月27日)
- No.023 「ベトナムにおける国有株式売却の現状及び法規制の概要 — 2020年中の株式売却計画を踏まえて」(2020年6月30日)
- No.022 「ベトナムにおける新型コロナウイルス対策について法務上の留意点 — 不可抗力条項適用、テレワーク、休業時の賃金支払い等について」(2020年4月2日)
- No.021 「ベトナムにおける小売・卸売事業に係る外資規制」(2020年2月28日)
- No.020 「ベトナムにおける不動産制度の概要 — 土地法改正の動向も踏まえて」(2019年12月25日)
- No.019 「ベトナム進出時、進出後におけるライセンス取得のポイント — ホテル事業を題材として解説」(2019年10月17日)
- No.018 「ベトナム法人による外国ローン借入及び担保設定について」(2019年8月2日)
- No.017 「ベトナムにおける労働者の解雇について — 労働法改正の動向も踏まえて」(2019年6月13日)
- No.016 「日本・ベトナム間における人材関連事業について — 技能実習、特定技能による日本での雇用、ベトナムでの人材関連事業関連規制の概要」(2019年4月22日)
- No.015 「ベトナムにおける再生可能エネルギー関連法規制の概要 — 太陽光発電FITの運用、発電プロジェクト出資時の留意点も踏まえて」(2019年2月28日)
- No.014 「ベトナム最新法令情報(2018年下半年) — サイバーセキュリティ、技術移転、外国人の社会保険加入、労働法関連規制の制定・変更について」(2018年12月20日)
- No.013 「ベトナムにおける企業不正発生リスクに対する事前・事後対応」(2018年10月18日)
- No.012 「ベトナムにおけるM&A、合併事業実施時のポイントとリスク管理」(2018年8月1日)
- No.011 「ベトナムにおける国営企業株式化の現状と法規制」(2018年6月14日)
- No.010 「ベトナムにおける労働契約締結時の留意点」(2018年4月20日)
- No.009 「ベトナムにおける紛争解決について — トラブル発生時の初期対応から裁判・仲裁まで」(2018年2月14日)
- No.008 「商品表示に関する新規制」(2017年12月15日)
- No.007 「ベトナムへの投資をめぐる登録申請実務」(2017年10月18日)
- No.006 「ベトナムにおけるサイバー情報保護法について」(2017年8月4日)
- No.005 「ベトナムにおける商事調停に関する新政令について」(2017年6月8日)
- No.004 「ベトナムにおける情報アクセスに関する新法」(2017年4月4日)
- No.003 「ベトナムにおける職業訓練機関の設立、分割、分離及び合併の要件に関する新たな規定」(2017年2月8日)
- No.002 「ベトナム改正民法の主な変更点」(2017年1月10日)
- No.001 「ベトナムにおける代理制度と企業が取引を行う際の留意点」(2016年11月10日)

> [View](#)
[About | Vietnam Practice](#)

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、瀧美坂井法律事務所・外国法共同事業（「瀧美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も瀧美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も瀧美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに瀧美坂井の弁護士にご相談ください。